

市民後見人養成講座

だれもが

安心して暮らすために

「一人暮らしで認知症になったら、財産管理や介護施設の入居手続きなどは誰に任せればいいのか」、皆さんはこのような不安をかかえていませんか。

そのようなときのために、成年後見制度があります。

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいにより、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選び、本人を法的に支援する制度です。この成年後見制度は、大きく2つに分かれます。

【任意後見制度】
本人の契約の締結に必要な判断能

力を有している間に、将来、判断能力が不十分となった場合に備え、「誰に」「どのように支援してもらうか」をあらかじめ契約によって決めておく制度

【法定後見制度】

家庭裁判所に審判の申し立てを行い、家庭裁判所が、援助者として成年後見人等を選ぶ制度

市民後見人

これまで、配偶者や親子などの親族が成年後見人となってきました。また、親族がいない場合などは、弁護士などの専門職の方々が成年後見人を担ってききました。

しかし、認知症の高齢者など支援を必要とする方々の増加に伴い、そ

の数は不足しています。

そこで新たな担い手として注目されているのが市民後見人です。

地域のことをよく知る市民が後見人になることで、その方に寄り添い、地域に密着した支援ができると期待されています。



◆ ◆
今後、高齢化が進むにつれて成年後見人が必要とする方が増加していくことが予想されます。

市は誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすために、市民後見人を地域福祉の一環として養成し、その活動を支援する取り組みを進めます。

問合せ先 高齢介護課

高齢者支援グループ

市民後見人養成講座

成年後見制度の概要や事務手続き、関連諸制度、対象となる方への関わり方、市民後見人として活動するにあたっての倫理観など、基本的な内容について学びませんか。

日時 11月15日から12月20日までの毎週土曜日(全6回) 午前10時～午後5時(終了時間は開講日により前後します)
会場 広域総合福祉センター(11西3)

対象 全日程を受講できる市民定員 50人(申込順)

申込・問合せ先 岩見沢市社会福祉協議会(11西3 広域総合福祉センター内)

☎ 22局2960